## 乗用車等の運転者の視界基準の概要

- . 前方視界基準(新車及び使用過程車に適用する直接視界基準)
- 1.対象車種

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上のものを除く。) 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車 (いずれも使用過程車を含む。)

2. 適用時期

平成17年1月1日

- 3.基準概要(別紙「前方視界基準」(PDF形式)参照。)
  - (1)要件

自動車の前方2mにある高さ1m、直径0.3mの円柱(6歳児を模したもの) を鏡等を用いず直接視認できること。

(2)適用除外

A ピラー(窓枠のうち車両最前にあるもの) ワイパー及びステアリングホイールにより死角となる部分。

- . 直前側方視界基準 (新車に適用する間接視界基準)
- 1. 対象車種

軽自動車、小型自動車及び普通自動車(乗車定員11人以上のもの及び車両総 重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のものを除く。)

2. 適用時期

新型生産車:平成17年1月1日以降に製作された自動車 継続生産車:平成19年1月1日以降に製作された自動車

- 3.基準内容(別紙「直前側方運転視界基準」(PDF形式)参照。)
- (1)要件

自動車の前面及び左側面(左ハンドル車にあっては右側面)に接する高さ1m、直径0.3mの円柱(6歳児を模したもの)を直接に又は鏡、画像等により間接に視認できること。

(2)適用除外

A ピラー(窓枠のうち車両最前にあるもの)及び室外後写鏡による一定の大き さ以下の死角

ワイパー、ステアリングホイールにより死角となる部分